

<役員を選任基準>

株式会社ワコールホールディングス（以下「当社」といいます）は取締役および監査役（以下「役員」と総称します）を選任するにあたっては、以下に定める選解任基準に従います。取締役候補者は役員指名諮問委員会の構成で厳格な審査に基づいて、取締役会で決定されます。監査役候補者は監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定されます。その後、それぞれの候補者を株主総会の議案として提出します。

・選任基準

1. 人格、見識にすぐれ、心身ともに健康であること。
2. 遵法精神に富んでいること。
3. 事業運営、会社経営、法曹、行政、会計、教育、文化芸術のいずれかの分野で豊富な経験を有すること。また再任時には、さらに任期中の経営実績やグループ経営への貢献度を考慮されること。
4. 取締役のうち 1/3 以上は社外取締役とし、社外取締役および社外監査役（以下「社外役員」と総称します）については、当社が別途定める「社外役員の独立性基準」に抵触しないこと。
5. 社外役員については、現に 4 社以上の上場会社の役員に任ぜられていないこと。
6. 当該候補者が選任されることで、取締役会および監査役会それぞれが、知識・経験・専門能力のバランスがとれ、ジェンダーや国際性などの多様性が確保されること。

・解任基準

1. 公序良俗に反する行為を行った場合。
2. 職務懈怠等により、その機能を十分に発揮していないと認められる場合。